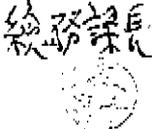


局長	第一次長	第二次長	第一警備官 監理官	第二警備官 監理官	首席	企画統括	主管統括	看守責任者	副看守責任者
									




 平成29年1月29日

乙第35号証

東京入国管理局長 殿

東京入国管理局処遇部門処遇第二班

入国警備官 
 警 守 長

自損行為に及んだトルコ人被收容者の通常隔離について（報告）

平成29年1月29日1時6分、動しよう中の  警守長は、收容区A単独1号室のトルコ人被收容者が同室内の天井を破壊し、露出した天井裏の軽量鉄骨にシーツをくくり付けて首をつっているのを発見したことから、1時7分、  警守と共に入室の上、床に下ろし、呼びかけを行うとともに容態確認したところ、呼び掛けに応じることはなかったが、正常な呼吸を確認した。

1時22分、同人を車イスに乗せ、入・出所手続室に移動し、引続き呼び掛けと容態確認を行ったが、失禁等はないものの、意識は朦朧とし、頸部の素状痕及び両手首に切創が認められたため、1時55分、東京高輪病院に連行した。レントゲン撮影等の診察の結果、頸椎に脱臼や骨折はなく、左手関節切創及び頸部擦過傷と診断され消毒処置を受け帰庁した。

同行為は、被收容者処遇規則第18条第1項第3号（自損行為）に該当すると認められたことから、病院連行中に通常隔離の手続を執り、病院連行後の2時48分、  看守責任者指示により、同人を收容区G単独2号室において隔離收容とした。

これらの状況について下記のとおり報告する。

記

1 隔離日時

平成29年1月29日2時48分

2 隔離場所

収容区G単独2号室

3 適用条文

被収容者処遇規則第18条第1項第3号

4 隔離従事者

■■■■副看守責任者, ■■■■副看守責任者, ■■■■副看守責任者, ■■■■警守長, ■■■■警守長, ■■■■警守長(カメラ撮影), ■■■■警守長及び■■■■警守

5 被収容者身分事項

国 籍 トルコ

氏 名 ■■■■ DENIZ (男)

(以下「DENIZ」という。)

生年月日 1979年2月27日(37歳)

居 室 収容区A単独1号室

適 条 法第24条第4号ロ

入所年月日 平成28年8月5日

そ の 他 難民性を主張し送還忌避

2 事案の概要

加付
資料

(1) 平成29年1月29日1時6分, 収容区A^外■■■■周路を動しようしていた■■■■警守長は, 収容区A単独1号室DENIZが首をつっているのを発見したため, 無線で■■■■看守責任者に報告の上, 各警備官室に応援を要請した。

(2) 同警守長は応援者が到着するまでの間, DENIZに声を掛けながら

同室内を観察したところ、天井に設置されたスプリンクラーを中心におよそ縦35センチ横30センチメートルに渡って天井の石膏板が壊され（一部未損壊のためL字型の穴となっている。）、天井裏の軽量鉄骨（太さ4センチメートル）が剥き出しとなっていた。

剥き出しとなった軽量鉄骨には、全長約3メートルの引き裂かれた布製のシートが結びつけられており、DENIZは首つり状態となっていた。

DENIZは、同警守長の呼び掛けに反応することはない、同人の身体は真っ直ぐ伸びていたが、つま先が床に付いており、完全に宙づりにはなっておらず、また、目や舌が飛び出す、嘔吐、失禁など縊死に見られる顕著な状況も見られなかった。

(3) 1時7分、警守が臨場したことから、警守長及び警守が入室し、両名でDENIZの両足大腿部を抱きかかえるように支え、身体全体を天井方向に持ち上げ、同人の首に巻かれたシートを解こうと試みたが、結び目が固く、直ぐに解くことができないと判断し、シートを切断するため、無線ではさみを要請した。

(4) 1時8分、警守がはさみを持って警守長とともに臨場したことから、警守長と警守がDENIZの両足大腿部を支えた状態で、警守が同人の首から約30センチメートル離れたシート部位を切断した。切断後、警守長と警守が腰部を、警守が頭部をそれぞれ保護しながら、ゆっくりと床に下ろし、仰向けの状態で寝かせ、身体全体と呼吸の有無を確認したところ、両手首に血がにじむ程度の擦過傷を認めたが、その他に外傷はなく、正常な呼吸を確認した。

また、同人の首に巻かれたシートを排除しようとしたが、結び目が固く、手では解くことができなかったため、同人の上半身を起こし、警守長が首の後ろからはさみを使用し、シートを切断した。

(5) 同人の血圧測定を実施したところ、

1時13分 血圧142/90mmHg, 脈拍93回/分

1時18分 血圧137/94mmHg, 脈拍102回/分

であったことから、同数値を無線で[]看守責任者に報告した。

(6) 1時22分、他の被収容者からの反響等を避けるため、[]看守責任者以下10名により、車椅子を用いて、DENIZを8階入・出所手続室まで連行した。

[]看守責任者が「どこか痛いところがあるか。、どうして自損したのか。」等の質問したが、同人は手を震わせて涙を流すのみで質問に答えることはなかったが、[]看守責任者が話を理解できているのであれば手を握るように申し向けたところ、同人は、[]でいた[]看守責任者の左手を左手で握り返すなどの反応を示した。その後、同人は、「首が痛い。」と一度述べたが、それ以上話すことはなかった。

加筆
訂正

また、再度同人の血圧測定を行ったところ、

1時48分 血圧122/81mmHg, 脈拍82回/分

であった。

(7) 1時55分、[]看守責任者指示により、DENIZを[]副看守責任者以下8名により、東京都港区所在の東京高輪病院に連行した。診察の結果、「左手関節切創及び頸部擦過傷」と診断され、手首は自然治癒が見込まれ、縦首した首についてはレントゲン撮影の結果、頸椎の明らかな脱臼や骨折がなく、特段の治療は必要ないと診断された。

(8) DENIZの行為は、被収容者処遇規則第18条第1項第3号（自損行為）に該当すると認められたため、病院連行の間に、通常隔離の手続を執った。

(9) 2時43分、DENIZは、東京高輪病院における診察を終え帰庁した。帰庁後、同人は、地下駐車場から9階の入・出所手続室まで自ら歩

いて連行に応じた。

- (10) 2時48分、■■■■看守責任者指示により、9階の入・出所手続室において■■■■副看守責任者が同人に対し、隔離告知を行い、同副看守責任者、■■■■副看守責任者、■■■■副看守責任者、■■■■警守長、■■■■警守長、■■■■警守長、■■■■警守長及び■■■■警守で収容区G単独2号室まで連行し、同室に隔離収容した。隔離告知の際、■■■■副看守責任者が自損した理由を問い質したが、DENIZは、目を閉じたまま反応を示さず、理由を答えることはなかった。

3 その他

- (1) 収容区A単独1号室内を確認したところ、室内に置かれていた眼鏡のレンズが2つに割れており、片方の割れたレンズに血が付いていたことから、両手首の擦過傷は眼鏡のレンズを使用したものと思料された。
- (2) 本件事案発見直前の0時54分に■■■■警守が動しようを行っているが、その際、DENIZは就床しており、特異動向はなかった。しかし、本事案認知後、収容区A側ホールに設置された監視カメラの映像を大音量にして再生したところ、1時2分に収容区A側において、物が落下する音がしていることを確認した。
- (3) 本件に関し、収容区Aの被収容者のうち数名から、DENIZの体調を心配する声はあがったが、当方の対応に係る苦情等はなかった。

添付物

- | | |
|---------------------|----|
| 1 DENIZの負傷箇所を撮影した写真 | 1部 |
| 2 収容区A単独1号室内を撮影した写真 | 2部 |
| 3 血痕の付着した眼鏡を撮影した写真 | 1部 |
| 4 診療結果報告書写し | 1部 |



これは、DENIZの受傷箇所を撮影したものである。

平成29年1月29日
 東京入国管理局処遇部門処遇第二班
 入国警備官

警備官
 〇〇〇〇



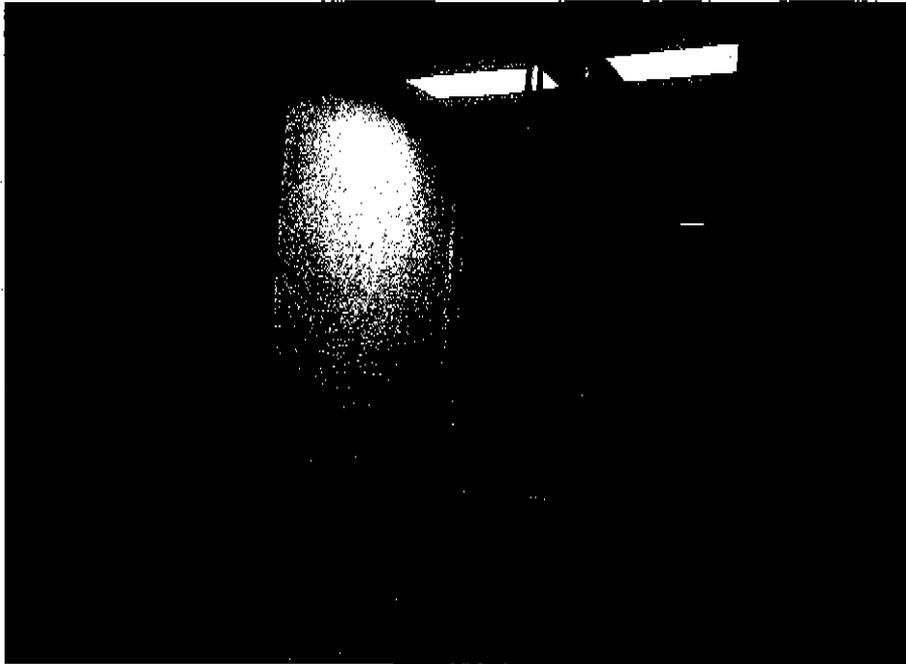


加筆
訂正 これは、収容区  1号室内の状況を撮影したものである。

平成29年1月29日
東京入国管理局処遇部門処遇第二班
入国警備官

警署長





これは、DENIZが自損行為に使用した収容区A単独1号室天井内部にある軽量鉄骨製の枠及び同枠に括られたシーツを撮影したものである。

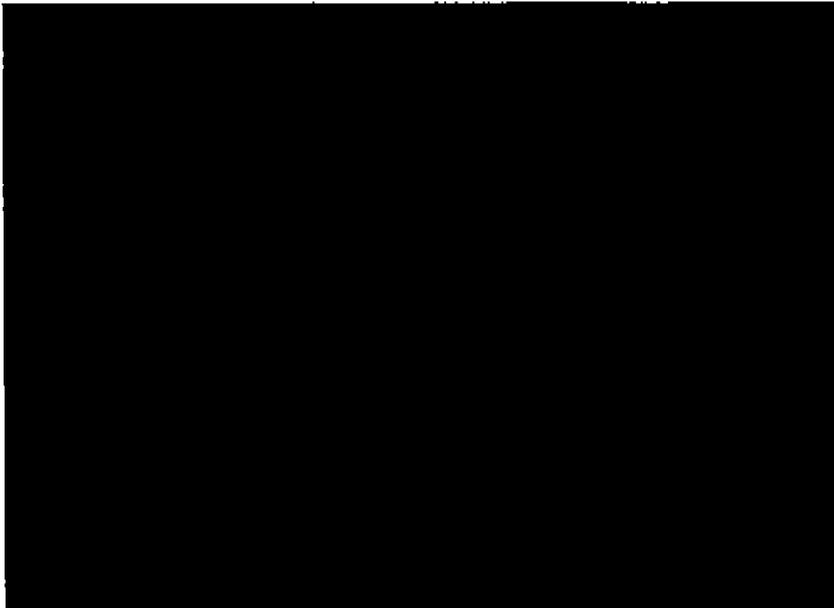
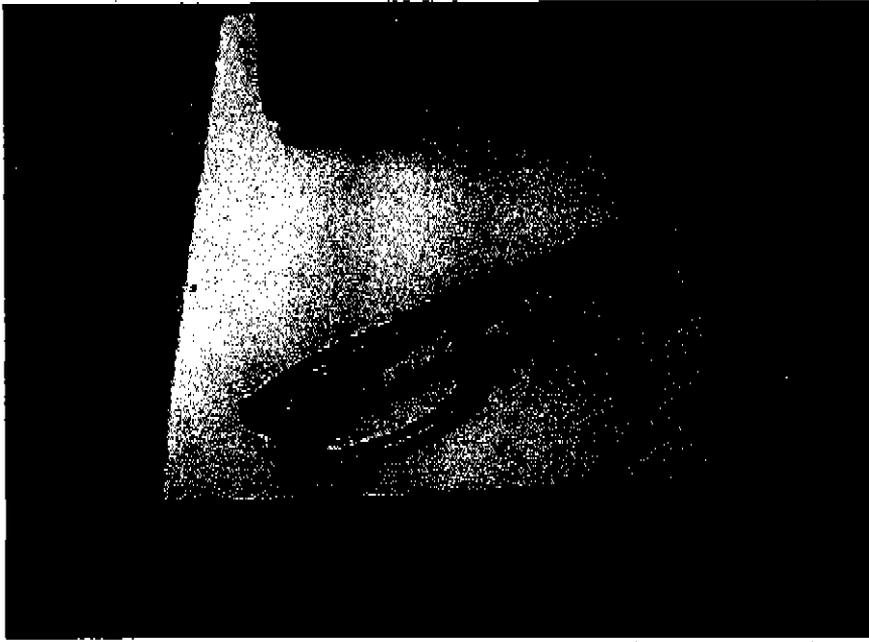
平成29年1月29日

東京入国管理局処遇部門処遇第二班

入国警備官

警守長





1029
8127

これは、収容区[redacted]第1号室内に置かれていた眼鏡及び血液の付いたプラスチック製眼鏡レンズを撮影したものである。

平成29年1月29日
東京入国管理局処遇部門処遇第二班
入国警備官 [redacted]
警守長 [redacted]

